

感染症法に基づく感染症の分類

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種	出別
一類	1 エボラ出血熱	○	○	○	全数	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱					
	3 痘そう					
	4 南米出血熱					
	5 ペスト					
	6 マールブルグ病					
	7 ラッサ熱					
二類	8 急性灰白髄炎	○	—	○	全数	直ちに
	9 結核	○	○	△※		
	10 ジフテリア	○	—	○		
	11 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	12 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
	14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○		
三類	15 コレラ	○	—	○	全数	直ちに
	16 細菌性赤痢	○	—	○		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	—	○		
	18 腸チフス	○	—	○		
	19 パラチフス	○	—	○		

※結核の無症状病原体保有者については、結核医療を必要としないと認められる場合は届出不要。

	疾患名	届出対象者			届出方法		
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期	
四 類	20	E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
	21	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	○	—	○		
	22	A型肝炎	○	—	○		
	23	エキノコックス症	○	—	○		
	24	エムポックス	○	—	○		
	25	黄熱	○	—	○		
	26	オウム病	○	—	○		
	27	オムスク出血熱	○	—	○		
	28	回帰熱	○	—	○		
	29	キャサヌル森林病	○	—	○		
	30	Q熱	○	—	○		
	31	狂犬病	○	—	○		
	32	コクシジオイデス症	○	—	○		
	33	ジカウイルス感染症	○	—	○		
	34	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	—	○		
	35	腎症候性出血熱	○	—	○		
	36	西部ウマ脳炎	○	—	○		
	37	ダニ媒介脳炎	○	—	○		
	38	炭疽	○	—	○		
	39	チクングニア熱	○	—	○		
	40	つつが虫病	○	—	○		
	41	デング熱	○	—	○		
	42	東部ウマ脳炎	○	—	○		
	43	鳥インフルエンザ (H5N1及H7N9を除く)	○	—	○		
	44	ニパウイルス感染症	○	—	○		
	45	日本紅斑熱	○	—	○		
	46	日本脳炎	○	—	○		
	47	ハンタウイルス肺症候群	○	—	○		
	48	Bウイルス病	○	—	○		
	49	鼻疽	○	—	○		
50	ブルセラ症	○	—	○			

	疾患名	届出対象者			届出方法		
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期	
四 類	51	ベネズエラウマ脳炎	○	—	○	全数	直ちに
	52	ヘンドラウイルス感染症	○	—	○		
	53	発しんチフス	○	—	○		
	54	ボツリヌス症	○	—	○		
	55	マラリア	○	—	○		
	56	野兎病	○	—	○		
	57	ライム病	○	—	○		
	58	リッサウイルス感染症	○	—	○		
	59	リフトバレー熱	○	—	○		
	60	類鼻疽	○	—	○		
	61	レジオネラ症	○	—	○		
	62	レプトスピラ症	○	—	○		
	63	ロッキー山紅斑熱	○	—	○		

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
指定感染症	—	—	—	—	—	—

※令和7年3月31日現在、政令に基づく指定感染症なし。

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出別	時期
64	アメーバ赤痢	○	—	—	全数	7日以内
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	—	—		
66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	—	—		
67	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)	○	—	—		
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	—	—		
69	クリプトスポリジウム症	○	—	—		
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—		
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—		
72	後天性免疫不全症候群	○	—	○		
73	ジアルジア症	○	—	—		
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—		
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	—	—	全数	直ちに
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—	全数	7日以内
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。)	○	—	—		
78	先天性風しん症候群	○	—	—		
79	梅毒	○	—	○		
80	播種性クリプトコックス症	○	—	—		
81	破傷風	○	—	—		
82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—		
84	百日咳	○	—	—		
85	風しん	○	—	—	全数	直ちに
86	麻しん	○	—	—		
87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	全数	7日以内

3 新型インフルエンザ等感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
118	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
119	再興型インフルエンザ	○	○	○		
120	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
121	再興型新型コロナウイルス感染症	○	○	○		

4 五類感染症等（定点把握）

	疾 患 名	届 出 対 象 者			届 出 方 法	
		患 者	疑 似 症 者	無 症 状 病 原 体 保 有 者	届 出 種 別 (定 点)	時 期
88	RSウイルス感染症	○	—	—	別表2参照	
89	咽頭結膜熱	○	—	—		
90	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	—	—		
91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—		
92	感染性胃腸炎	○	—	—		
93	急性呼吸器感染症 (インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)	○	—	—		
94	急性出血性結膜炎	○	—	—		
95	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	—	—		
96	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	—	—		
97	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	—	—		
98	水痘	○	—	—		
99	性器クラミジア感染症	○	—	—		
100	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—		
101	尖圭コンジローマ	○	—	—		
102	手足口病	○	—	—		
103	伝染性紅斑	○	—	—		
104	突発性発しん	○	—	—		
105	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—		
106	ヘルパンギーナ	○	—	—		
107	マイコプラズマ肺炎	○	—	—		
108	無菌性髄膜炎	○	—	—		
109	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
110	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—		
111	流行性角結膜炎	○	—	—		
112	流行性耳下腺炎	○	—	—		
113	淋菌感染症	○	—	—		
114	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	—	—		
115	川崎病 (都単独)	○	—	—		
116	膣トリコモナス症 (都単独)	○	—	—		
117	不明発しん症 (都単独)	○	—	—		

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者		
122	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	—	○	—	別表3参照	

6 法第14条第8項の規定に基づく把握

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者		
123	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	—	○	—	別表3参照	

五類感染症等（定点把握）の調査単位と報告時期

定点種別	報告対象	調査単位 (期間)	時期
小児科定点※	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。)			
急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」			
内科定点※	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。)		
	急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」		
眼科定点	急性出血性結膜炎	週単位	次の月曜日
	流行性角結膜炎		
性感染症定点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
	膺トリコモナス症 (都単独)		

定点種別	疾患名	調査単位(期間)	時期
基幹定点	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	週単位	次の月曜日
	感染性胃腸炎 （病原体がロタウイルスであるものに限る。）		
	細菌性髄膜炎 （インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。）		
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。入院患者のみ。）		
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	月単位	翌月初日
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	薬剤耐性緑膿菌感染症		

※小児科定点と内科定点を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

疑似症の調査単位と報告時期

定点種別	届出対象	調査単位 (期間)	時 期
疑似症定点	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	随時	直ちに
法第14条第8項の規定に基づく把握	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	随時	直ちに

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。